

横浜市返還施設跡地利用プロジェクト設置要綱

(目的)

第1条 市内米軍施設の返還後の跡地（以下「返還跡地」という。）は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として、横浜市返還施設跡地利用プロジェクト（以下「プロジェクト」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項についての検討等を行うものとする。

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること。
 - (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること。
 - (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること。
 - (4) その他必要と認められた事項に関すること。
- 2 前項各号の事項について、関係局区長は必要な助言をすることができる。

(組織等)

第3条 プロジェクトは、都市整備局市街地整備部基地対策担当部長及び別表に定めるプロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 プロジェクトにプロジェクトリーダーを置き、都市整備局市街地整備部基地対策担当部長をもって充てる。
- 3 プロジェクトリーダーは、プロジェクトメンバーのうちからプロジェクトサブリーダーを指名する。
- 4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトの事務を掌理し、プロジェクトの会議の議長となる。
- 5 プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 プロジェクトに、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、プロジェクトリーダーが指定する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、プロジェクトリーダーが指定する者をもって充てる。

(関係者等の出席)

第5条 プロジェクトリーダー又は部会長は、必要があると認めるときは、プロジェクト又は専門部会の会議に、学識経験を有する者又は関係機関等の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関する事項その他必要な事項は、プロジェクトリーダーが定める。

別表（第3条第1項関係）

中区副区長
南区副区長
磯子区副区長
金沢区副区長
戸塚区副区長
泉区副区長
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部担当部長
政策経営・国際戦略局経営戦略部長
防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長
行財政局財政部長
行財政局共創・ファシリティマネジメント推進室担当部長
総務局総務部担当部長
にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興部長
健康福祉局企画部斎場墓地等担当部長
下水道河川局マネジメント推進部長
下水道河川局下水道管路部長
下水道河川局河川部長
みどり環境局戦略企画部長

みどり環境局公園緑地部長
建築局企画部長
建築局企画部防災担当部長
都市整備局企画部長
都市整備局地域まちづくり部長
都市整備局市街地整備部長
道路・交通政策局交通政策部長
道路・交通政策局事業推進部長
港湾局政策調整部長

附 則（平成16年10月4日都市経営局長決裁・制定）
（施行期日）
この要綱は、平成16年10月4日から施行する。

附 則（平成16年11月1日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日都市経営局長・総務局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 改正前の要綱第3条第1項により任命されたプロジェクトメンバーの任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成18年3月31日総務局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月14日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

附 則（平成19年3月30日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月6日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

附 則（平成20年3月31日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日都市経営局長決裁・改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月3日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月18日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月18日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日政策局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日都市整備局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日都市整備局長決裁・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。